

第三者割当による自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2025 年 8 月 8 日

株 主 各 位

福井県福井市順化 1 丁目 1 番 1 号
株式会社福井銀行
代表執行役頭取 長谷川 英一

当行は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告します。

記

1. 処分する株式の種類および数 普通株式 50,000 株
2. 処分価額 1 株につき金 1,916 円
3. 処分期日 2025 年 8 月 26 日
4. 処分方法 当行を委託者とする「役員向け株式交付信託」の継続を目的とし、受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対し、自己株式を処分する。

以 上